

取水量測定自動化事業として構築したシステムにより農業用水の河川からの取水実態を正確に把握することができない状況となっていて、事業の目的不達成

1件 不当金額(支出) 2832万円

1 契約の概要

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所(以下「事務所」)は、平成25年度から27年度までの間に、取水量測定自動化事業として、「平成25年度西奥羽土地改良調査管理 取水量測定自動化事業 取水量測定の自動化に係る機器の購入」等7契約(以下「機器等契約」)を、一般競争契約等により、株式会社ウイジン等3会社と契約額計2537万円で締結している。また、事務所は、「取水量測定自動化事業に係る回線使用料」等5契約を、随意契約により、株式会社NTTドコモ等2会社と締結し、27年2月から30年10月までの間に、同事業に係る回線使用料計435万円を支払っている。河川法等においては、流水の占用許可を受けた者は、河川の流水を利用するに当たり、原則として、許可を受けた1秒当たりの最大取水量等の範囲で取水するとともに、毎日の取水量を測定し、毎年河川管理者に報告することが求められている。そして、地方農政局等から取水施設の管理を受託した県、土地改良区等(以下「管理受託者」)は、取水量の測定を目視によるなどして行っている。取水量測定自動化事業は、東北農政局管内の取水施設24施設に設置された自記水位計等(以下「水位計等」)で測定したデータの自動転送システム(以下「システム」)を構築することにより、取水量の測定を合理化して、農業用水の河川からの取水実態を正確に把握するための体制を整備するものである。システムは、水位計等とこれにより測定したデータの収集・伝送装置(以下「データロガー」)、各データロガーから伝送される電圧形式のデータ(以下「電圧データ」)を蓄積して処理する自動記録機器(以下「サーバ」)等から構成され、電圧データは、1時間ごとに、サーバに伝送され、サーバで1秒当たりの取水量に換算される(この取水量の値を「システム測定値」)。事務所は、システムにより、システム測定値等が記載された日報を作成し、管理受託者から毎年報告される取水量を日報に記載されたシステム測定値と突合して、その正確性を確認するなどすることとしていた。

2 検査の結果

システムの利用開始に当たっては、事務所の担当者が、電圧データをシステム測定値に換算するための計算式(以下「換算式」)をサーバに入力することが必要となる。そこで、事務所は、既存の設備等において使用している換算式を入力していた。そして、16施設について、機器等契約により、システム測定値の正確性等に関する検証作業を行ったところ、全ての施設で電圧データの欠測が生じていたり、システム測定値と実測値とのかい離が生じていたりしていたのに、事務所は、それらの発生原因を究明して改善する取組を行っていなかった。そこで、本院において改めてサーバに蓄積されていたシステム測定値等の状況等を確認したところ、24施設全てにおいて電圧データの欠測が見受けられたり、20施設において本来プラス表示となるべきシステム測定値がマイナス表示となるなどの異常値が見受けられたりしていた。そして、24施設のうち19施設は換算式を修正する必要があるなど、システムにより農業用水の河川からの取水実態を正確に把握することができない状況となっていた。しかし、事務所は、上記の事態に係る発生原因を究明して改善する取組を行うなどしていなかった。そして、事務所は、24施設全てについて日報を作成しておらず、管理受託者から報告される取水量の正確性を確認するためのシステムを活用していない状況となっていた。

したがって、事務所は、システム測定値と実測値とのかい離等の発生原因を究明して改善する取組を行うなどしてシステム測定値の正確性等を確保するなどの必要な処置を講じていなかったため、システムにより、河川からの取水量の測定を合理化して、農業用水の河川からの取水実態を正確に把握するという事業の目的を達しておらず、機器等契約のうちシステムの構築に係る支出額計2453万円、及び28年1月以降の回線使用料計379万円の合計2832万円が不当と認められる。